

満了後手続きがされない場合、貸し手へ農地が戻ります。

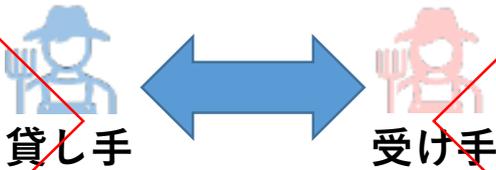
## 農地貸し借りのしおり

もうすぐ農地の貸し借り期間が満了です  
お手続きをお願いします。

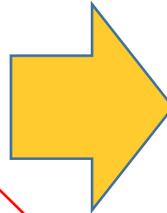
### 令和7年度から農地貸し借りのしくみが変わりました。

#### 令和6年度まで

市町村計画による  
相対の農地の貸借

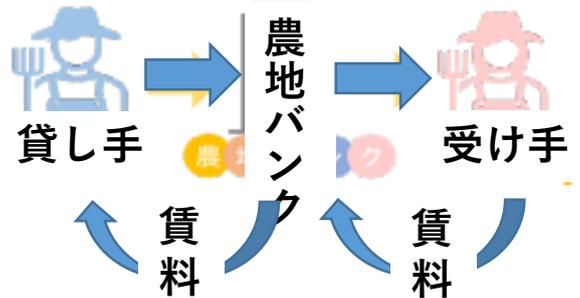


- ☆物納OK
- ☆期間は相談の上決定
- ☆手数料なし



令和7年4月以降  
又は  
地域計画が策定された地域

目標地図の実現に向けた  
農地バンクによる農地の貸借



- ☆物納の取扱いなし
- ☆期間は10年
- ☆手数料必要  
賃料の0.5% + 消費税

#### 農地利用集積等促進計画



#### \*\*\*農地法第3条の規定による貸し借り\*\*\*

物納を希望の方は農地法第3条による貸し借りのお手続きをいただくことになります。  
法務局の全部事項証明を添付していただきます。(全部事項証明書は交付手数料がかかります) 手続きの詳細は下記へお問合せください。

◆◆◆お問合せ窓口はこちら◆◆◆  
阿賀野市山崎77番地 笹神支所内  
阿賀野市農業委員会 改善支援係 TEL 0250-62-2420

# 権利設定満了となる受け手の意向

項目を選んで矢印に沿って進む

更新する

更新しない  
(規模縮小・離農)

更新するか  
迷っている

受け手

受け手は貸し手へ意向をお伝えください。

貸し手

貸し手は受け手の意向を確認してください。

申出書提出

申出書に貸し手・受け手の必要事項を記載して相談会場へ提出願います。  
※相談会・担い手会経由の案件は別途手続きをご説明します。

または申出書提出時に押印日をご案内します

貸し手・受け手それぞれへ手続きの案内状を送付

窓口で押印等の手続き  
(農地利用集積等促進計画関係書)  
貸し手・受け手それぞれのお手続きとなります。

事務手続

貸借開始

相談会場へおいでください。

- 貸し手・受け手一緒、またはどちらかの相談も可能です。
- 相談日に来れない方は窓口へご相談ください。
- 相談をお受けし、相談会や担い手会で受け手を調整します。

相談会日程  
次頁参照

相談会・担い手会で  
調整・決定

相談会・担い手会のしくみについては4頁をご覧ください。

## 農地農業相談会 持ち物

申出書 ※同封しています。

農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りに関する申出書です。

記載例を参照し、相談会場へご提出ください。※貸し手・受け手、どちらかの方が提出されても構いません。

認印

住民票等 (市外の貸し手)

免許証、  
マイナンバーカード等のコピー可

同意書 未相続・共有名義の農地の場合

経営状況証明書 (市外の受け手)

# 農地農業相談会 日程

会場：笹神支所ラウンジ

※正面玄関脇

受付時間

午前 9時～11時00分

午後 1時～4時30分

夜間 5時～7時30分

※地区は主な所有地、耕作地で選択してください。都合が合わない場合は別の地区日を選択可能です。フリーの日は地区を問いません。

＊離農相談会も開催します＊

月	日	曜日	午前	午後	夜間
11月	10日	月	安田	安田	—
	11日	火	安田	安田	フリー
	12日	水	安田	京ヶ瀬	—
	13日	木	京ヶ瀬	京ヶ瀬	—
	14日	金	京ヶ瀬	水原	—
	15日	土	フリー	フリー	—
	16日	日	—	—	—
	17日	月	水原	水原	—
	18日	火	水原	笹神	—
	19日	水	笹神	笹神	フリー
	20日	木	笹神	笹神	—

＊予約不要です＊

農業委員、推進委員が中心になり手続きをサポートします。  
令和8年1月～2月末で貸し借りが満了の方へご案内しています。  
それ以外でご相談がある場合もご利用ください。  
ご都合がつかない方は農業委員会事務局へお越しください。

次の相談会は  
12月です。

日程は事務局へお問合せください。

◆◆◆お問合せ窓口はこちら◆◆◆

阿賀野市山崎77番地 笹神支所内

阿賀野市農業委員会 改善支援係

T E L 0250-62-2420

## 農地農業相談会って何？

貸し手・受け手の寄り合いです。農業委員・推進委員が手続きや相談をサポートします。

権利設定の満了を迎える方は、貸し手・受け手で相談の上、お揃いで又はどちらかの方が意向申し出においでください。

相談会で受け手が決まらない農地は「担い手会」で受け手の調整をします。

## 担い手会って何？

「担い手会」のメンバーは規模拡大意向農家で、土地改良エリアなどのブロック毎、又は旧小学校区域で組織します。

耕作希望エリアを決めるなど、作業効率を上げるために耕作地の集約を加速していきます。

耕作地が遠くて不便に思うことはありませんか。  
区域会や担い手会の場で相談してみませんか。

## Brush up

※Brush upとは磨く、更新するという意味があります。  
地域計画・目標地図を磨き上げていきましょう。



◆◆◆お問合せ窓口はこちら◆◆◆

阿賀野市山崎77番地 笹神支所内  
阿賀野市農業委員会 改善支援係

T E L 0250-62-2420